



# 安全運転一口メモ VOL.2



## この標識！知っていますか？

### 聴覚障害者標識

(道路交通法第71条の6第1項)

聴力が基準以下の運転者は、車体の前面と後面の所定の位置に聴覚障害者標識をつけていない普通自動車を運転してはならない

【罰則】：2万円以下の罰金又は科料  
【違反点】：1点 【反則金】：4千円(普通)



### 高齢運転者標識

(道路交通法第71条の5第3項)

70歳以上の運転者は、車体の前面と後面の所定の位置に高齢運転者標識をつけて普通自動車を運転するように努めなければならない

\* 平成23年2月1日から高齢運転者標識の様式が変更になりました。  
様式変更後も、当分の間、変更前の高齢運転者標識を使うことができます。



### 初心運転者標識

(道路交通法第71条の5第1項)

初心運転者は、車体の前面と後面の所定の位置に初心運転者標識をつけていない普通自動車を運転してはならない

【罰則】：2万円以下の罰金又は科料  
【違反点】：1点 【反則金】：4千円(普通)



### 身体障害者標識

(道路交通法第71条の6第2項)

肢体不自由の障害のある運転者が普通自動車を運転するときは、身体障害者標識を車体の前面と後面の所定の位置につけて運転するように努めなければならない



## 幅寄せ・割り込みの禁止！

自動車の運転者は、規定の標識を表示して運転している普通自動車に対して、幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような進路変更をしてはなりません。

(道路交通法第71条第5号の4)

【罰則】：5万円以下の罰金 【違反点】：1点 【反則金】：6千円(普通)

## エコドライブのすすめ

CO<sub>2</sub>の排出を減らすエコドライブは、「地球」に「人」に「やさしい運転」です。  
アイドリングストップ！

- 不要なアイドリングはやめましょう
- タイヤの空気圧をチェックしましょう
- 安全運転のためにも要点検
- 不要な荷物を降ろしましょう

トランクの荷物は常に必要な物ですか？  
暖機運転は適切に

- 安全速度で走りながら暖めましょう
- 急発進・急加速はやめましょう
- やさしいアクセル操作は安全運転につながります

- 車間距離は余裕をもって
- 余計な減速・加速をなくしましょう
- 早めのアクセルオフ
- エンジンブレーキで燃料カット！
- 駐車場所に注意

迷惑駐車は燃費悪化の交通渋滞の原因！  
エアコンの使用を控えめに  
夏の温度設定は1度高めに  
計画的なドライブをしましょう  
道に迷うと余計に走行、焦る気持ちは安全運転の妨げになります

